特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第４号
栃木県宇都宮市二番町２番７号
清算株式会社　アサヒタクシー株式会社
代表清算人　　笠原　正人
１　　決定年月日　令和8年8月10日
２　　主文　次の協定を認可する。
協　定
１　清算株式会社は、別紙記載の各協定債権者に対し、同記載の各協定債権額の支払義務を負担していることを認める。
２　笠原正人は、清算株式会社に対し、本協定の認可決定確定日をもって、協定債権の全額につき、その債務を免除する。
３　清算株式会社は、別紙記載の番号１乃至３の各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、別紙記載の各協定弁済額を弁済する。
４　別紙記載の番号１乃至３の各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
５　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、別紙記載の番号１乃至３の各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙記載の非保全債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、別紙記載の番号１乃至３の各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和８年（ヒ）第５号
栃木県宇都宮市平出工業団地４４番４１
清算株式会社　株式会社アサヒオートサービス
代表清算人　　笠原　正人
１　　決定年月日　令和8年8月10日
２　　主文　次の協定を認可する。
協　定
１　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、同記載の協定債権額の支払義務を負担していることを認める。
２　協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可決定確定日をもって、協定債権の全額につき、その債務を免除する。
３　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
宇都宮地方裁判所第１民事部

更生手続開始

令和８年（ミ）第５号
兵庫県伊丹市中央２丁目７番１０－１号
更生会社　日航日本語学校株式会社
代表者代表取締役　松崎克彦
１　決定年月日時　令和８年８月１０日午後５時
２　主文　日航日本語学校株式会社について更生手続を開始する。
３　管財人　南　賢一
４　更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社（代表取締役）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
５　更生債権等の届出をすべき期間の終期　令和８年１０月９日
６　更生債権等の一般調査期間　令和８年１１月１６日から令和８年１１月３０日まで
７　更生会社、届出をした更生債権者等又は株主が更生計画案を提出することができる期間の終期　令和９年４月３０日
８　管財人が更生計画案を提出すべき期間の終期　令和９年５月１０日
東京地方裁判所民事第２０部

再生手続開始

令和８年（再）第１号
香川県さぬき市津田町津田１３８０番地１
再生債務者　株式会社泉シャッターサービス
１　決定年月日時　令和８年８月１０日午後１時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月５日まで
４　再生債権の一般調査期間　令和８年10月21日から令和８年11月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

再生手続終結

令和７年（再）第６号
愛知県長久手市武蔵塚６３０番地
再生債務者　鈴木　貴美
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定の確定
令和8年8月7日
名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続開始

令和８年（再イ）第２８号
埼玉県三郷市彦江１丁目125番地４
再生債務者　増山建設こと　増山　　薫
１　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月４日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月18日から令和８年９月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和８年（再イ）第１０号
栃木県真岡市高勢町一丁目123番地４
再生債務者　アラウジョ　イケダ　ルシアノ（ＡＲＡＵＪＯ　ＩＫＥＤＡ　ＬＵＣＩＡＮＯ）
１　決定年月日時　令和８年８月17日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月７日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月24日から令和８年９月29日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

令和８年（再イ）第１２号
埼玉県越谷市大字弥十郎509番地５
再生債務者　宇都　浩一
１　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月７日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月18日から令和８年10月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和８年（再イ）第１３６号
千葉県市川市市川南２丁目６番４棟504号（ヴェルディール市川南）
再生債務者　大久保亜由美
１　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月７日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月24日から令和８年10月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第２３号
滋賀県彦根市大藪町173番地16
再生債務者　大岩　義郎
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月７日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月14日から令和８年９月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（再イ）第７５号
神奈川県秦野市曽屋5642番地の１　アルコバレーノ　102号
再生債務者　永田　海斗
１　決定年月日時　令和８年８月18日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月８日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月24日から令和８年10月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和８年（再イ）第２２号
滋賀県東近江市八日市緑町６番８号　プレステージフクダ　Ａ－２号室
再生債務者　橋詰　　凌
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月８日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月14日から令和８年９月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（再イ）第２８９号
東京都板橋区赤塚１―25―３
再生債務者　渡邊　大介
１　決定年月日時　令和８年８月14日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月11日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月25日から令和８年10月16日まで
東京地方裁判所民事第20部